

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる



良好な景観形成や生物多様性の保全など、
農地が持つ環境面での役割や機能に着目した取組、
地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

概要

農地は、新鮮な農畜産物の供給の場であることに加えて、里山などの良好な景観の形成、生物多様性の保全、雨水の貯留・涵養や災害時の避難場所になるなど多様な役割や機能を有しています。このような農地の役割や機能に着目しながら、市民農園の開設や農体験教室の開催、地産地消の推進などにより、市民が身近に農を感じる場や機会をつくる取組を進めます。

また、「横浜都市農業推進プラン」と整合を図りながら、「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を進めます。

さらに「横浜農場(※)」のプロモーションにより、横浜の食や農を横浜ブランドとして浸透させるとともに、収穫体験農園や良好な農景観等を市民のための観光資源としてもPRし、都市の魅力向上にもつなげます。



※ P36参照

計画の内容

施策1：農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

- (1) 水田の保全
- (2) 特定農業用施設保全契約の締結
- (3) 農景観を良好に維持する活動の支援
- (4) 多様な主体による農地の利用促進

事業② 農とふれあう場づくり

- (1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- (2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進

施策2：「横浜農場」の展開による地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

- (1) 地産地消にふれる機会の拡大

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

- (1) 地産地消を広げる人材の育成・支援
- (2) 市民や企業等との連携

施策1 農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

農地は良好な農景観の形成や生物多様性の保全、雨水の貯留・涵養機能など多様な機能を有しており、横浜に残る農地や農業がつくりだす「農」の景観は多様です。農業専用地区(※)に代表される、集団的な農地から構成される広がりのある景観や、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観などが、地域の農景観として多くの市民に親しまれてきました。この農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農家や法人などが農地を維持する取組を支援します。

※農業専用地区：都市農業の確立と都市環境の保全を目指し、まとまりのある農地を横浜市独自の制度により指定した地区(2022(令和4)年度末現在、28地区1,071.5ha)

(1) 水田の保全

● 水田の継続的な保全の支援

土地所有者が水田を維持し、水田景観の保全や多様な機能が発揮できるよう、水稲作付を10年間継続することを条件に、奨励金を交付します。また、保全された水田の維持管理に対する支援を行います。

● 良好な水田景観保全のための水源・水路の整備

水田景観の保全を図るために、井戸や水路等の水田に必要な施設等の整備を支援します。



保全された水田

(2) 特定農業用施設保全契約の締結

農地所有者の負担軽減と農地の保全を図るため、農地を10年間適正に管理することと、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続利用することを条件として、農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減します。



特定農業用施設

農業施策の全体像

横浜市では、農業の多様な機能が十分に発揮され、活力ある都市農業が展開されることを目指して、「横浜都市農業推進プラン」を策定しています。

横浜都市農業推進プラン 2024-2028

持続できる都市農業を推進する取組

- ・市内産農畜産物の生産振興
- ・農業生産基盤整備支援
- ・多様な担い手に対する支援
- ・農地の保全と利用促進
- ・地域特性を生かした都市農業の推進

市民が身近に農を感じる場をつくる取組 〔「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」〕

- ・農に親しむ取組の推進
- ・「横浜農場」の展開による地産地消の推進

3-計画の内容

(3) 農景観を良好に維持する活動の支援

市街化調整区域のまとまりのある農地や市街化区域の生産緑地地区などを対象に、周辺環境と調和した良好な農景観を維持する活動を支援します。

●まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援

良好な農景観を形成するため、水路等での清掃活動や農地縁辺部への植栽、水源を確保するための井戸の整備などに対して支援します。また、農地周辺の環境を良好に維持するため、土砂流出を防止する活動に対する支援や農地周辺の不法投棄対策を進めます。

●周辺環境に配慮した活動への支援

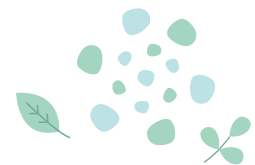
都市の中で農景観を維持するためには、農地の周辺にお住まいの方々の農業への理解が必要です。このため、農地周辺の環境に配慮した取組や、農作業等により生じるせん定枝などをたい肥化する活動などに対して支援します。

(4) 多様な主体による農地の利用促進

遊休化して荒れた農地は、貸し借りが進まず、良好な農景観が損なわれます。良好な農景観を保全するために、意欲ある農家や新規に参入を希望する個人・法人など多様な主体へ農地を貸し付けられるよう遊休化した農地の復元を支援します。



農地縁辺部への植栽



取組の目標

| 事業 | 取組 | 5か年の目標 | 備考 |
|----|-------------------------|---|---|
| ① | (1) 水田の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ●水田保全面積：115ha ●水源・水路の整備：25件 | |
| | (2) 特定農業用施設保全契約の締結 | <ul style="list-style-type: none"> ●制度運用 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象：1,000㎡以上の農地を耕作し、その農地と住宅敷地内等にある農業用施設について10年間継続利用する農家 |
| | (3) 農景観を良好に維持する活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援： 集団農地維持活動団体60団体 農地縁辺部への植栽75件 農景観保全整備40件 ●周辺環境に配慮した活動への支援： 環境配慮支援25件 緑肥作物等による環境対策20ha | |
| | (4) 多様な主体による農地の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●遊休農地の復元支援：3.0ha | |